

県内流行終息期		後パンデミック期
	社会的・経済的機能の回復及び新たな発生への備えを実施すべき時期	
定義	<p>新型インフルエンザに係る新規外来患者数が激減するなど、県内流行期・大規模流行期を経て新型インフルエンザの流行が終息した時期</p>	
基本的方向性	<p>県内流行期・大規模流行期を経て、新型インフルエンザの流行が終息したと判断したとき、本部長は「流行終息宣言」を発表する。</p> <p>この時期は、社会的・経済的活動を徐々に再開する時期であるが、再燃(再流行)を予防する観点から、社会的・経済的機能の回復は段階的に行う。</p> <p>なお、再燃したことが確認された場合には、その時の患者の発生状況に応じた発生段階での対策を実施及びその強化を行う。</p>	
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し (2) 情報提供体制の維持 (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用の継続 (4) 相談、検査体制の見直し (5) 医療体制の確保 (6) 防疫体制の強化 	

厚生労働大臣が「新型インフルエンザ流行終息宣言」を行う。

本部長の「流行終息宣言」

本部長は、新型インフルエンザの流行が終息したと判断したとき「流行終息宣言」を発表し、社会的・経済的活動を徐々に再開する。

なお、「流行終息宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

ガイドライン等の見直し

各種ガイドライン等の見直し、勧告、関連要請の見直しを行う。

新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し

1．発生動向調査の見直し

これまで行ってきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資材の有効活用を行うとともに、新たな発生や流行の再燃に備え、必要な改善を行う。〔健康福祉部、環境生活部、農林水産部〕

2．学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の再開

インフルエンザ様疾患発生報告を未発生期における対応に戻す。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3．国等からの情報収集の継続

国、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ関連情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、情報収集を継続する。〔健康福祉部〕

情報提供体制の維持及び見直し

1．県民への情報提供の継続等

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）発生が減少傾向となっても、「流行終息宣言」が発表されるまでは県民への情報提供は継続する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

新たな発生や流行の再燃に備えて、情報提供体制を評価し、必要な改善を行う。〔健康福祉部〕

2．関係機関への情報提供の継続

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）発生が減少傾向となっても、「流行終息宣言」が発表されるまでは、関係機関への情報提供は継続する。

新たな発生や流行の再燃に備えて、情報提供体制を評価し、必要な改善を行う。〔健康福祉部〕

医療に必要な物資の確保、効果的な活用の見直し	
------------------------	--

1. 抗インフルエンザ薬の確保等の見直し

抗インフルエンザ薬の確保が困難となる場合には、標準予防策等の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の確保体制等について評価し、新たな発生や流行の再燃に備え、未発生期において策定した使用計画の見直しを行う。〔健康福祉部〕

国における、パンデミックを踏まえた、抗インフルエンザ薬の使用に係る 指針(予防投与、治療方法)の見直し等の情報収集を行い、各関係機関等に周知する。〔健康福祉部〕

2. 新型インフルエンザワクチンの接種体制の見直し

青森県新型インフルエンザ対策行動計画に関する総合評価を行う。〔健康福祉部、各部局〕

未発生期において策定した接種計画を評価し、新たな発生や流行に備え、ワクチンの接種体制を見直しを行う。〔健康福祉部〕

国における、投与症例を踏まえた、パンデミックワクチンの安全性・有効性に関する情報収集を行う。〔健康福祉部〕

3. 医療資器材等の確保の見直し

新たな発生や流行の再燃に備え、医療資器材等の確保に努める。〔健康福祉部〕

医療資器材等の確保体制等について評価し、新たな発生や流行の再燃に備え、確保方法等について見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の見直し	
-------------	--

1. 相談

相談、検査体制は、「流行終息宣言」が発表されるまで継続する。〔健康福祉部〕

2. 検査

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、相談、検査体制を見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

医療体制の確保の見直し

1．外来医療の見直し

患者を収容する大型施設での外来診療は、各医療機関での外来医療が可能と判断された時点で終了する。〔健康福祉部〕

新たな発生や流行の再燃に備えて、外来医療の確保体制の見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

2．入院医療の見直し

患者を収容する大型施設での入院医療は、指定医療機関及び協力医療機関での入院医療が可能と判断された時点で終了する。〔健康福祉部〕

新たな発生や流行の再燃に備え、入院医療の確保体制の見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

3．医療従事者の確保の見直し

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、医療従事者の確保策について見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

4．患者搬送体制等の見直し

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、患者搬送体制について見直し、改善に努める。〔健康福祉部、総務部〕

5．こころのケア対策の継続

県内発生・流行期及び県内流行期・大規模流行期の被害状況を勘案し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）及びその家族等のこころのケアについて対応する。〔健康福祉部〕

防疫体制の見直し

1．まん延防止対策の見直し

まん延防止策を終了する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、企画政策部、関係部局〕

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、まん延防止対策を見直し、

改善に努める。〔企画政策部、健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

2. 水際対策の見直し

流行の経過を踏まえ、渡航延期勧告などの渡航情報、外国人等に対する対応、検疫体制について評価し、新たな発生や流行の再燃に備えて、水際対策について見直し、改善に努める。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部、関係部局〕

住民生活の安全・安心の確保の見直し	
-------------------	--

在宅療養者（児童・高齢者・障害者等を含む。以下同じ。）等の生活支援等を終了する。〔健康福祉部、総務部、環境生活部、関係部局〕

介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。〔健康福祉部〕